

## 第4回 大阪市同和問題に関する有識者会議について

1 開催日：平成27年3月18日（水） 午後2時～3時50分

2 開催場所：大阪市役所 4階 第1共通会議室・第2共通会議室

3 出席者：（委員）

中尾 由喜雄 委員（座長代理） 赤井 隆史 委員

神原 文子 委員 坂元 茂樹 委員

阪本 孝義 委員 谷口 正暁 委員

西田 芳正 委員 松浦 弘志 委員

（大阪市）

平澤 市民局ダイバーシティ推進室長 馬場 市民局人権企画課長

柿木 市民局共生社会づくり支援担当課長

籾中 大阪市人権啓発・相談センター所長

中川 大阪市人権啓発・相談センター相談担当課長

岩崎 市民局住民情報担当課長 ほか

4 議題：（1）大阪市における人権相談事業について

（2）住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

（3）「国勢調査を活用した実態把握」について

（4）その他

5 議事要旨

（1）大阪市における人権相談事業について

資料に基づき、人権啓発・相談センターの事業内容、相談体制、相談実績等事例も含め説明を行った。

### 【委員からの主な意見】

- ・今回の相談事例は、1つを除いて電話での1回限りの相談ということだが、相談者は一応納得した理解になるのか。
- ・相談員の回答で、目の前のことでどうしたらよいか困っている時に、もっと結論的な回答が出来ないものか。
- ・差別事象に関する相談への応答の仕方等については、市として一定の見解を明確に示す方が良いのではないか。
- ・行政の立場で相談にどのように答えるかは難しいかと思う。相談者に対して、相談を継続し、実際の支えを提供できる工夫はないのか。

### 【大阪市の説明要旨】

- ・解決方法を教えてほしいというより、悩んでいる部分を誰かにぶつきたい、ともかく悩みについて話を聞いてほしいという種類の相談、どこに話をしたらよいか教えて

ほしいという相談が主である。

また、個人の家庭の中での対応まで、人権啓発・相談センターとして、入り込むことはできず、当事者間で十分に話し合いを持って、理解してほしいと誘導するまでが限界である。

#### 【委員からの主な意見】

- ・大阪市人権啓発・相談センターは認知度が低い。周知が必要である。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・人権啓発・相談センターでは約 50 の相談機関と連携しておりパンフレット設置や、広報掲載、市民局のホームページに人権相談のバナーを登録する等、人権相談窓口の認知度をあげる取り組みをおこなっている。
- ・12月の人権週間の時に人権情報誌「KOKORO ねっと」に相談事例を掲載している。

#### 【委員からの主な意見】

- ・被差別部落出身かどうかを問う人がいた場合に、どう対処するのか議論が必要である。
- ・ルーツや出身問題等を議論するのは時代離れた議論であり、そういう存在はないということを明言すべき時期にきているのではないか。
- ・ルーツを紐解けば皆同じ人間であるということを、ルーツを問う人に認識してもらう必要がある。
- ・相談事業の委託費を削減することに歯止めをかけてほしい。
- ・相談員の資質向上に、もっとバックアップをお願いしたい。

#### (2) 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

平成 27 年 2 月 2 日から開始された、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について、資料に基づき概要説明を行った。

#### 【委員からの主な意見】

- ・大阪市が導入することで、大阪府内全市町村が実施することになるのか。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・そのようになる。

#### 【委員からの主な意見】

- ・制度導入にあたって、弁護士団体から訴訟提起等を行うにあたり様々な弊害が予想されるといった批判が出ていたが、どのように対処したのか。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・他の自治体の制度導入の際の考え方として、個人情報の開示請求といった制度がすでに多くの自治体で導入されている状況を鑑み、密行性の阻害が、この制度の導入により直ちにおきるものではない。
- ・この制度は市民の方が活用しながら、自己情報コントロール権を確立するための制度と認識している。

#### 【委員からの主な意見】

- ・近畿圏 6 府県での導入が昨年の 7 月現在で、83% ぐらい。全国では 1/4 ぐらいの自治体が導入している。人権問題についての関心の度合いの敏感さであると思う。

- ・現在の登録者数は、現段階でどのように評価しているのか。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・現在の本人通知制度の登録者数 486 名という数字は少ない人数だと認識している。

#### 【委員からの主な意見】

- ・大阪府内では八尾市の登録者数が一番多いと聞いている。さまざまな周知啓発を行っているがそれでも人口の 1%に満たない。市職員への啓発も必要。今後の周知方法は。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・ポスター掲示、区の広報誌、インターネット等を活用して広報に努めている。
- ・今後、証明書を窓口を取得に来られた方用の封筒に本人通知制度登録の呼び掛けの実施や、各町会の回覧板の活用、大阪市と協力協定を結んでいるイオングループの市内各店舗への周知チラシの設置などを行う。
- ・また市内在住の大阪市職員にも市内のインターネットのシステムを使って積極的にこの制度に登録するよう呼び掛ける。

### (3) 「国勢調査を活用した実態把握」について

大阪府が実施した「国勢調査を活用した実態把握報告書【第一次】【第二次】」に基づいて報告を行った。

#### 【大阪府の調査に関わられた委員からの説明要旨】

主に【第一次】報告書についての説明があった。

1. 法律があった時は、旧同和对策事業対象地域の住民の生活実態調査を定期的に行い、課題を確認していた。法律失効後は、自治体が把握している行政データから実態把握を行ったが、就労等把握できないことがあり、「国勢調査を活用した実態把握」により、プロジェクトを開始した。
2. 新たな枠組みの導入として旧同和对策事業対象地域と地域外での生活に困難を抱えた人たちの実態を捉えるため、都市計画の区分を活用し、「対象地域」と「対象地域に隣接する地域」及び「対象地域と同様の課題がある地域（基準該当地域）」の特徴を比較した。
3. 国勢調査データの中で、生活の困難さ等の手がかりとなる情報は、高齢単身者世帯比率、母子家庭比率、高等教育修了者比率、初等教育修了者比率、完全失業率、非正規労働者比率である。この 6 個の指標のうち 3 個以上の指標が上回っている地域を「基準該当地域」とした。
4. 対象地域にも多様性があり、対象地域以外の地域でも生活困難な人たちが特定の地域（基準該当地域）に集まって暮らしている実態がある。
5. 対象地域の人口構成を大阪府全域と比較すると、子育て世代、働き盛り世代、その子どもの世代が少なくなっていることから、この層が地域から出ているためにピーク時に比べて半分近くまで人口が急激に減少している。
6. 家族類型別世帯構成では、大阪府全体と比べて、対象地域の「ひとり親世帯」はやや多く、単独世帯の比率は多くなっている。基準該当地域でも同様の傾向が見られる。
7. 教育については、最終学歴が中学卒以下の割合が若い世代でも、大阪府全域と比較

して倍以上になっている。また、高等教育修了者は以前に比べると割合が高くなってきているが、大阪府域全体と比べれば格差が残っている。また、基準該当地域も同様に厳しい状況である。

8. 労働については、就業率、失業率、正規雇用、非正規雇用の比率においても、大阪府全域と対象地域、基準該当地域は、無視できない格差があり、家庭生活の不安定さが不十分な教育に繋がり、さらに不安定就労に繋がり、さらには家庭生活の不安定さにも繋がるという悪い循環が予想される。また、ブルーカラーの仕事に従事している人の比率が対象地域、基準該当地域では多い。
9. 住宅については、公営借家に住んでいる人が、大阪府全域で6.3%であるが、対象地域、基準該当地域ではともに4割を超える比率となっており、生活困難層が多く暮らす地域は、公営住宅の比率が高い。移民労働者が多く住むパリの郊外はその代表的な場所であり、欧米では公営住宅の研究は盛んだが、日本の研究は立ち遅れている。
10. 公営住宅が、障がい者、ひとり親世帯、高齢者などのセーフティネットとして機能している。生活困難層は住むところを確保できたが、雇用などの困難な状況を抱えたまま暮らしている。
11. 対象地域においては、民間借家の比率が急激にあがっている。
12. 転入者については、対象地域とは関わりのなかった困難層、不利な状況を抱えた人が比較的多く入ってきている。
13. 【第二次】報告については、対象地域を都市計画区分により再集計し、隣接地域との比較により分析している。

#### 【委員からの主な意見】

- ・大阪市のデータも存在するのか。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・大阪市単独のデータはない。
- ・大阪市としてどのような分析等ができるか、アイデアや指摘をいただきながら作業を進めていきたい。また、大阪府とも連携して取り組みたい。
- ・秋以降に市民意識調査もあるので、意識調査も踏まえながら、大阪市として取り組んでいきたい。

#### 【委員からの主な意見】

- ・対象地域は、ひとり親世帯の公営住宅入居割合が非常に高い。要因として、近隣ネットワークと住宅・保育所という条件がある。
- ・高齢者世帯やひとり親の世帯等の割合が高い等が、部落差別の結果であるとか、同和地区のひとつの大きな特徴と捉えられてきたが、別の言い方をすれば、同和対策事業の中で、対象地域というのは、生活困難な方々にとっては生活しやすい環境であるといえる。
- ・学歴と就労実態では、同和対策特別措置法の期間とそれ以降になってもあまり改善が見られていない。対象地域の人たちに対して様々な支援策を講じる必要があるのではないか。
- ・女性の労働率で、対象地域の労働力率は概ね大阪府全域と差はないが、M字型の凹み

が見られないということは、対象地域では母子家庭など、働きながら子育てをせざるを得ない女性が多いということか。

- ・北海道大学のアイヌ先住民センターとの研究会で、日本の場合には先住民として認定をされているアイヌの人たちというのは、同和地区と同じような困難を抱えている。
- ・対象地域の人口がピーク時からおよそ半減している。背景にはなにがあるのか。特にこの10年間で働き盛り、子育て期の方が多く転出している。
- ・この調査は対象地域の固有の課題、固有の問題を探ろうという意図があったかもしれないが、府民全体の生活困難層を抱える課題が浮き彫りになったのではないか。
- ・第二次報告書においては、9分類それぞれの労働、人口世帯、教育、住まい、転入者などの課題を個別にだしていただきたい。

#### (4) その他 ヘイトスピーチについて

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱(案)」（概要）及び「大阪市人権施策推進審議会からの（答申）」に基づいて説明を行った。

#### 【委員からの主な意見】

- ・方策の内容の（3）訴訟等以外の支援として、被害の拡大の防止のための措置等をとる場合というのはどういうことを想定しているのか。
- ・実際の裁判で奈良の水平社のときに、ホームページ掲載削除の命令が出て、削除したというケースがある。裁判と併行して大阪市が率先してやる場合もあるのか。

#### 【大阪市の説明要旨】

- ・インターネット上でヘイトスピーチの内容等が掲載されている場合に、サイト管理者に対して削除等の措置を要求する場合、被害を受けた方が管理者等に直接することもあがるが、本市も協力して要請をする。